

【指定生活介護】 ハートピア谷汲の杜 重要事項説明書

あなたに対する生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所が説明すべき内容
 容は次の通りです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人大和社会福祉事業センター
法人所在地	岐阜県関市春里町三丁目3番34号
法人種別	社会福祉法人
代表者	理事長 大岩 寿喜子（おおいわ すきこ）
電話番号	0575-22-2377

2. 事業の目的と運営の方針

事業の種類	指定生活介護 平成24年4月1日指定
指定事業所番号	2112600263
事業の目的	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行う。
事業所の名称	ハートピア谷汲の杜
管理者	柏尾 真道
サービス管理責任者	馬場 美江
事業所の所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲深坂1259
連絡先	電話番号 0585-56-1020
運営方針	○利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 ○地域との結び付きを重視し、市町をはじめ関係機関との連携に努める。 ○事業の実施にあたっては、関係法令を遵守する。
開設年月日	平成24年4月1日
定員	30名

3. サービスに係る施設・設備の概要

敷地面積 5578.06㎡
 建物の構造 木造平屋建（床面積370.99㎡）

おも せつび
○主な設備

せつび 設備の種類	しつ すう 室 数	めん せき 面 積	び こう 備 考
しょくどう 食堂	1 室	4 6 . 3 7 m ²	
さぎょうしつ 作業室 1 (園芸・木工用)	1 室	6 3 . 7 6 m ²	
さぎょうしつ 作業室 2 (室内)	1 室	1 0 0 . 4 1 m ²	
せいかさうだんしづけんわしつ 生活相談室兼和室	1 室	1 6 . 5 6 m ²	
いむ 医務コーナー		7 . 4 5 m ²	
こういっ 更衣室(シャワー室)	2 室	1 3 . 2 4 m ²	だんじょべつ(こういっないせつち) 男女別 (更衣室内設置)
おくかいさぎょう ば 屋外作業場		4 5 . 5 5 m ²	やね、かぜ 屋根、風よけカーテンあり
さぎょうどう 作業棟	1 棟	9 6 . 0 0 m ²	
ビニールハウス	1 棟	2 0 0 . 0 0 m ²	

4. サービス提供職員の設置状況
ていきよらくいん せつち じょうきよう

しよくいせい
○職員体制

しよく 職 種	いん すう 員 数	じょうきかんさん 常勤換算	び こう 備 考
かんりしや 管理者	じょうきん めい けんむ 常勤 1 名 (兼務)	1	
サービス管理責任者 かんりせきにんしや	じょうきん めい 常勤 1 名	1	
せいかつしえんいん 生活支援員	じょうきん めい 常勤 5 名	5	
せいかつしえんいん 生活支援員	ひじょうきん めい 非常勤 4 名	2.3	
いし 医師	しよくたく めい 嘱託 1 名	0.01	
かんご し 看護師	ひじょうきん めい 非常勤 1 名	0.1	
じむいん 事務員	ひじょうきん めい 非常勤 1 名	0.81	

きんむ たいせい
○勤務体制

しよく 職 種	きんむ じかん 勤務時間
かんりしや 管理者	せいき きんむ じかん たい 正規の勤務時間帯(8:00～17:00)
サービス管理責任者 かんりせきにんしや	せいき きんむ じかん たい 正規の勤務時間帯(8:00～17:00)
せいかつしえんいん 生活支援員	せいき きんむ じかん たい 正規の勤務時間帯(8:00～17:00)
せいかつしえんいん 生活支援員	せいき きんむ じかん たい 正規の勤務時間帯(8:00～15:30)(9:00～16:30)
いし 医師	ふていき りようしや けんこう かんり ひつよう じかん 不定期 (利用者の健康管理に必要な時間)
かんご し 看護師	かようび 火曜日 (13:00～15:30)
じむいん 事務員	せいき きんむ じかん たい 正規の勤務時間帯(9:00～16:30)

5. サービス提供日とサービス提供時間
ていきよび ていきよかん

- げつようび から きんようび ぜん じ 午前 9 時 0 0 から 午後 3 時 3 0 分
(月曜日から金曜日)
- どようび ぜん じ 午前 9 時 0 0 から 午後 1 時 0 0 分 (提供日は事業計画に基づく。)
(土曜日)
- こくみん しゆくじつ かき きゆうか ねんまつねんし のぞ
(国民の祝日、夏期休暇、年末年始を除く。)

6. サービスの実施地域および利用対象者

実施地域は揖斐郡、安八郡、本巣市の全域とする。ただし実施地域以外の利用者に対し実施する場合もある。
利用対象者は知的障害のある18歳以上の者とする。

7. サービスの内容

(1) 自立支援給付費対象サービス

サービスの種類	サービスの内容
個別支援計画の作成	利用者の希望や家族の意向を踏まえて、利用者の置かれている環境や日常生活全般の状況等を通じて課題を明らかにした上で、適切な支援内容の把握に基づいた到達目標を設定しケース会議を経て個別支援計画を作成します。
介護	利用者の人格を尊重し、状況に応じた適切な技術をもって、食事・排泄・入浴・整容・更衣等、生活全般にわたる援助を行います。
生産活動	利用者一人ひとりの主体性を大切にし、生産活動の機会を提供します。 農園芸作業、穀類かん炭作業、清掃作業、パン作業、(門松作業) 〈工賃の支払〉 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
余暇活動支援	地域への外出行事への参加を通じて将来地域において本人が希望する生活を送ることができるための支援をします。
健康管理	月に1度体重、体脂肪測定日を設けて健康管理に努めます。 年に2度健康診断を行ない、健康管理に努めます。 常時は、衛生面(手洗い、うがい等)に気を配り疾病予防等に努めます。 また、緊急時必要により主治医等に責任を持って引き継ぎます。
自己管理	自分で出来る範囲のことを少しずつ広げていけるように支援します。
送迎	利用者心身の特性を踏まえ、安全に移動が出来るよう支援を行います。
地域生活移行支援	利用者が地域で生活できるよう、外出、買い物、自活訓練等について心身の特性に応じた適切な支援を行います。
情報提供	利用者が望む情報に対して情報収集やその収集方法などについて支援します。

(2) 自立支援給付費対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	費用
食事の提供	利用者の希望に応じて、食事を提供します。	じっぴ実費
生産活動 創作的活動	生産活動、創作的活動及び社会活動にかかる費用で、材料費等、利用者に負担していただくことが適当であるものを負担	じっぴ実費

しゃかいゆつどう 社会活動	していただきます。	
にちじょうせいかつじょうひつよう 日常生活上必要となる諸経費	りようしゃ きぼう 利用者の希望によって、ぎょうじ 行事におけるざいりょうひ とう きょうようごらく 材料費等、教養娯楽と ひつよう して必要なものを事業者が提供する場合に係る費用を負担し ていただきます。	じっぴ 実費
た その他	サービス提供記録等の複写代。 しょうめいしょよしよるい はっこうだい 証明書諸書類の発行代。 しゃかいせいかぎよう べんぎ ひよう 社会生活上の便宜にかかる費用。	じっぴ 実費 じっぴ 実費 じっぴ 実費

8. 利用料金

「べっぴょう」さんしょう
(別表) をご参照ください。

9. 利用者の記録及び情報の管理

事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意に基づき情報提供を致します。

10. 緊急時及び事故発生時における対応

利用者の容態に急変が生じた場合及び事故等が生じた場合は、協力医療機関または利用者の指定する医療機関に連絡する等必要な措置を速やかに講じます。また利用者及びその家族の指定する者(身元保証人)に對して緊急に連絡します。

いりょうきかんめい 医療機関名	いびがわ診療所(ハートピア谷汲の杜 嘱託医)
しゅじ い 主治医	にしわき けんたろう 西脇 健太郎
しょざいち 所在地	いびぐん いびがわちよう みわ ばんち 揖斐郡揖斐川町三輪2497番地
でんわばんごう 電話番号	0585-22-2000
しんりやうかもく 診療科目	ないか げか しょうにか 内科・外科・小児科

※ 協力医療機関は、入院治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

11. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

そんがいほけんかいしゃめい 損害保険会社名	どうわ そんがいほけん かぶしがいしゃ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
--------------------------	---

ほけん めい 保険名	しせつ しよゆうしゃ ばいしよせきにんほけん 施設所有者賠償責任保険
---------------	---------------------------------------

12. 苦情等に関する相談窓口

とうじぎょうしよ 当事業所 くじょう そうだんまどぐち 苦情相談窓口	まどぐちたんとうしや 窓口担当者 サービス管理責任者：馬場美江 くじょうかいけつせきにんしや 苦情解決責任者 管理者：柏尾真道 りようじかん ご利用時間 8：00～17：00（日・祝祭日、年末年始休日を除く） でんわばんごう 電話番号 0585-56-1020 ※担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。 ※苦情受付箱を設置しておきますのでご利用下さい。
だいししやいいん 第三者委員	ほんじぎょうしよ 本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の たちば ほんじぎょうしよ 立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいております。利用 しや ほんじぎょうしよ 者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます (連絡先については、事業所に掲示してあります。) れんらくさき （連絡先については、事業所に掲示してあります。） むらかみ ちゆういち 村上 忠一 TEL0575-49-3066 やまぎし みよこ 山岸 美代子 TEL0585-55-2138 すぎやま えいいち 杉山 英一 TEL0585-55-2840

ぎょうせいきかん 行政機関 うけつけまどぐち 受付窓口	いびがわちよう やくば 揖斐川町役場 揖斐郡揖斐川町三輪133 TEL0585-22-2111 おおのちよう やくば 大野町役場 揖斐郡大野町大字大野80 TEL0585-34-1111 もとす しやくしよ 本巣市役所 本巣市下真桑1000 TEL058-323-7752 こうどうちよう やくしよ 神戸町役所 あんぱだん とうど ちようとうど 1111 TEL0584-27-3111 いけだちよう やくば 池田町役場 揖斐郡池田町六之井1468-1 TEL0585-45-3111
けん まどぐち しようかい 県の窓口を紹介	しよざいち 所在地 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館6F ぎふ けんしやかい ふくし きようぎかい 岐阜県社会福祉協議会内 けんらんえいできせいか いいんかい 県運営適正化委員会 でんわばんごう 電話番号 058-273-1111

13. 虐待防止に関する相談窓口

とうじぎょうしよぎやくたいぼうし 当事業所虐待防止に関する 相談窓口	まどぐちたんとうしや 窓口担当者 サービス管理責任者：馬場美江 りようじかん ご利用時間 8：00～17：00（日・祝祭日、年末年始休日を除く） でんわばんごう 電話番号 0585-56-1020
--	--

14. 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつとさだ 別途定める「ハートピア谷汲の杜 たにぐみ もり きき たいおう 危機対応マニュアル」により、対応い たします。
へいじょうじ くんれん 平常時の訓練	べつとさだ 別途定める「ハートピア谷汲の杜 たにぐみ もり しようぼういかく 消防計画」にのっとり、ひるま ousing 昼間を想定し た避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
ぼうさいせつび 防災設備	じどう かさい ほうち き ・自動火災報知器 あり（25カ所） ゆうどうとう ・誘導等 あり（9ヶ所） も ほうちき ・ガス漏れ報知器 あり（厨房 1ヶ所） ひじょうほうそうせつび ・非常放送設備 あり

	カーテン等は不燃性のあるものを使用しております。
消防計画等	消防署への届出日：平成28年12月13日 防火管理者：管理者 柏尾 真道（平成24年2月8日修了）

15. 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

来訪	事業所営業時間内（平日8:00～17:00）の間にお願ひします。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	決められた場所でお願ひします。
貴重品等の管理	持ち込みはご遠慮いたします。
迷惑行為等	騒音等他の利用者迷惑になる行為はご遠慮願ひします。

16. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

付則

この重要事項説明書は、平成24年4月1日より施行する。

平成25年3月1日改訂
平成26年4月1日改訂
平成26年9月1日改訂
平成27年4月1日改訂
平成27年11月1日改訂
平成28年4月1日改訂
平成29年4月1日改訂
平成30年4月1日改訂
令和元年10月1日改訂
令和3年4月1日改訂
令和5年4月1日改訂
令和6年4月1日改訂

【別表】

利用料金

(1) 自立支援給付費対象サービスの料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

【サービス利用料金】

（円/日）

平日：9：00～15：30（6時間30分）	※6時間以上7時間未満の場合【利用定員31人以上40人以下】				
障害支援区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
利用料金	10,870	8,080	5,530	4,950	4,500

土曜日：9：00～13：00（4時間）	※4時間以上5時間未満の場合【利用定員31人以上40人以下】				
障害支援区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
利用料金	6,700	4,970	3,400	3,050	2,770

※各種加算料金については、障害者総合支援法に定められた給付額とします。

（1単位：10円）

初期加算	利用者が生活介護事業の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を算定できず	30単位/日
送迎加算（Ⅰ）	1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定	21単位/日
送迎加算（重度）	送迎対応する利用者のうち、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である場合に算定	30単位/日
欠席時対応加算	利用者が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に算定（月4回まで）	94単位/日
訪問支援特別加算	継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に算定	所要時間が1時間未満 187単位/回
		所要時間が1時間以上 280単位/回
利用者負担上限額管理加算	事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合に算定	150単位/月
福祉専門職配置等加算Ⅰ	常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者35%以上雇用されている場合に算定	15単位/日
福祉専門職配置等加算Ⅱ	常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者25%以上雇用されている場合に算定	10単位/日

ふくし せんもんしよはいち とうかさん 福祉専門職配置等加算Ⅲ	せいかちえん いん じようきんよくいん いじょうまた きんぞく ねんじよう 生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上 の常勤職員が30%以上雇用されている場合に算定	たんい にち 6単位/日
しゅうちかう しえん たいせしかさん 就労移行支援体制加算	ぜんねんど せいかちいご とう う のちしゅうろう がつじようしゅ 前年度において、生活介護等を受けた後就労し、6月以上就 労継続しているものが1名以上いる場合、所定単位数にその ぜんねんどじっせき にんずう じよう たんい すう かさん 前年度実績の人数を乗じた単位数を加算	たんい にち 18単位/日
じゅうどうしょうがいしゃえん かさん 重度障害者支援加算（Ⅱ）	せいかちえん いん いじょう きそ けんしゅうりようしゃ はいち くぶ 生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区 分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修 了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 に算定	たんい にち 360単位/日
	こべつしえん かいし ひ にちいない ※個別支援を開始した日から180日以内	たんい にち 500単位/日
じゅうどうしょうがいしゃえん かさん 重度障害者支援加算（Ⅲ）	せいかちえん いん いじょう き そけんしゅうりようしゃ はいち くぶ 生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区 分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研 修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った 場合に算定	たんい にち 180単位/日
	こべつしえん かいし ひ にちいない ※個別支援を開始した日から180日以内	たんい にち 400単位/日
じんいんはいち たいせしかさん 人員配置体制加算（Ⅰ）	くぶん も くぶん がいとう ものまた じゅん もの そう 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総 数が利用者の数の合計の100分の60以上であって、常勤 換算方法により従業員の員数が利用者の数を1.7で除して得た 数以上である場合に算定	たんい にち 263単位/日
じんいんはいち たいせしかさん 人員配置体制加算（Ⅱ）	くぶん も くぶん がいとう ものまた じゅん もの そう 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総 数が利用者の数の合計の100分の50以上であって、常勤 換算方法により従業員の員数が利用者の数を2で除して得た 数以上である場合に算定	たんい にち 212単位/日
じんいんはいち たいせしかさん 人員配置体制加算（Ⅲ）	くぶん も くぶん がいとう ものまた じゅん もの そう 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総 数が利用者の数の合計の100分の60以上であって、常勤 換算方法により従業員の員数が利用者の数を1.8で除して 得た数以上である場合に算定	たんい にち 136単位/日
じんいんはいち たいせしかさん 人員配置体制加算（Ⅳ）	じゅうぎやんさんほうほう じゅうぎやん いんすう りよう しゃ かず じよ 常勤換算方法により従業員の員数が利用者の数を2.5で除 して得た数以上である場合に算定	たんい にち 38単位/日

ふくし かいご しょういんようぐう かいぜんかさん 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	こうせいろうどうだいじん さだ きじゆん てきこう 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等 ちんぎん かいぜん じつし の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届 け出た事業所に対して算定	しよていたんい すう 所定単位数に 8. 1%を乗じた たんいすう さんてい 単位数で算定
ふくし かいご しょういんようぐう かいぜんかさん 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	こうせいろうどうだいじん さだ きじゆん てきこう 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等 ちんぎん かいぜん じつし の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届 け出た事業所に対して算定	しよていたんい すう 所定単位数に 8. 0%を乗じた たんいすう さんてい 単位数で算定
ふくし かいご しょういんようぐう かいぜんかさん 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	こうせいろうどうだいじん さだ きじゆん てきこう 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を ちゆうしん じゅうぎょう ちんぎん かいぜん じつし 中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして とどうふけん ちじ また しちょうそんちやう とど で じぎょうしよ たい さんてい 都道府県知事又は市町村長に届け出た事業所に対して算定	しよていたんい すう 所定単位数に 6. 7%を乗じた たんいすう さんてい 単位数で算定
ふくし かいご しょういんようぐう かいぜんかさん 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	こうせいろうどうだいじん さだ きじゆん てきこう 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を ちゆうしん じゅうぎょう ちんぎん かいぜん じつし 中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして とどうふけん ちじ また しちょうそんちやう とど で じぎょうしよ たい さんてい 都道府県知事又は市町村長に届け出た事業所に対して算定	しよていたんい すう 所定単位数に 5. 5%を乗じた たんいすう さんてい 単位数で算定

りようしゃ ふたん かん げつがくじようげん 利用者負担に関する月額上限

しょうがいふくし サービスの定率負担は、しよとく おう つぎ くぶん ふたんじようげんげつがく せってい
障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサー
ビス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

く ぶん 区 分	せたい しゆうにゆうじようきやう 世帯の収入状況	げつがく ふたん じようげんがく 月額負担上限額
せいかつ ぽご 生活保護	せいかつ ぽご じゅきゆうせたい 生活保護受給世帯	えん 0円
ていしよとく 低所得	しちょうそんみんぜいひかぜい せたい ちゆう 市町村民税非課税世帯 (注1)	えん 0円
いっぽん 一般 1	しちょうそんみんぜいひかぜい せたい しよとく わり まんえん ちゆう みまん 市町村民税課税世帯 (所得割16万円 (注2) 未満) にゆうしよしせつりようしゃ さいいじよう りようしゃ のぞ ちゆう ※入所施設利用者 (20歳以上)、グループホーム利用者を除きます (注3)。	えん 9,300円
いっぽん 一般 2	じようき いがい 上記以外	えん 37,200円

ちゆう にんせたい しょうがいきそねんきん1きゆうじゅきやう ばあしゆうにゆうおおむ まんえんい せたい たいしやう
(注1) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

ちゆう しゆうにゆうおおむ まんえんい せたい たいしやう
(注2) 収入が概ね670万円以下の世帯が対象となります。

ちゆう にゆうしよしせつりようしゃ さいいじよう りようしゃ しちょうそんみんぜいひかぜい せたい ばあい いっぽん
(注3) 入所施設利用者 (20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

しよとく はんだん さい せたい はんい つぎ
所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

しゅ べつ 種 別	せたい はんい 世帯の範囲
さいいじよう しょうがいしゃ 18歳以上の障害者 しせつ にゆうしよ さい のぞ (施設に入所する18、19歳を除く)	しょうがい かと はいぐうしゃ 障害のある方とその配偶者
しょうがいじ 障害児 しせつ にゆうしよ さい ふく (施設に入所する18、19歳を含む)	ほごしゃ ぞく じゅうみんほん だいちよう せたい 保護者の属する住民基本台帳での世帯

(2) じりつ しえん きゆうふ ひ たいしょうがい りょうきん
自立支援給付費対象外サービスの料金

7. サービスの内容の(2) じりつしえん きゆうふひ たいしょうがい したが ちょうしゅう
自立支援給付費対象外サービスに従ってを徴収いたします。

(3) りょう りょうきん しはらいほうほう
利用料金のお支払方法

ぜんき 前記 (1) (2) のりょうきん げつ けいさん よくげつ にち せいきゅう
前記 (1) (2) の料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月の10日までにご請求しますので、20日までに以下
ほうほう しはらい くだ
の方法でお支払い下さい。

してい こうざ ふりこみ
指定口座への振込み

おおがききょうりつぎんこう いび してん とうざ
大垣共立銀行 揖斐支店 当座 NO. 51701

しゃかいふくしほうじんだいわしゃかいふくしじぎょう
社会福祉法人大和社会福祉事業センター りじちょう おおいわ す き こ
理事長 大岩 寿喜子